

書評

『カトリシズムと戦後西ドイツの社会政策——1950年代における
キリスト教民主同盟の住宅政策』[芦部彰著]
(山川出版社, 2016年)

板橋 拓己

1.

本書は、1950年代の西ドイツにおけるキリスト教民主同盟(CDU)の社会問題への取り組みがいかなる理念に支えられていたか、そしてCDUがどのような人間像を理想とし、いかなる社会を形成しようとしていたのかについて、住宅政策を対象にして考察したものである。

かかる問いの設定の背景には、戦後(西)ドイツ史におけるカトリシズムの位置づけの問題がある。しばしば指摘されるように、1950年代の西ドイツでは、カトリシズムが政治や社会のさまざまな分野で大きな影響力を有していた。しかし、個別具体的な政策とカトリシズムとの関連の検討は、なお現在進行中の研究課題と言えよう⁽¹⁾。そうしたなか本書は、CDUの住宅政策の検討を通して、カトリシズムとCDUの社会的取り組みとの関連を明らかにしようとする。

カトリシズムの影響を測るにあたって、住宅政策という対象選択は絶妙である。著者が述べるように、住宅政策は「私的な空間、人びとの暮らしや家庭のありようと密接に結び付いた居住空間を対象とする政策」であり、住宅政策の立案者は「住宅のあり方のなかに旧西ドイツ社会の市民にとって規範となるべき人間像や家族像を盛り込み、提示することができる」からである。

以下では、本書の内容を紹介したのち、本書の意義について愚見を述べよう。

2.

序章で本書の問題設定、先行研究の整理、議論の対象などが提示されたのち(いすれも博士論文のお手本のような周到な叙述である)、第一章では、1950年代の西ドイツにおける住宅政策の基本的枠組みが解説される。1950年代の住宅政策の喫緊の課題は、第二次世界大戦後の深刻な住宅不足への対処であった。大戦による住宅の破壊と被追放民の流入により、50年時点での住宅不足は約480万戸に達していた。その対処に大きな役割を果たしたのが、1950年の第一次住宅建設法と(同法に基づく)公的に助成された社会的住宅建設という制度である。さらにそれを補完するものとして、本章では負担調整法(1952年)および被追放民の定住に

(1) 戦後西ドイツにおけるカトリシズムとヨーロッパ政策との関連については(間接的ではあるが)、拙著『黒いヨーロッパードイツにおけるキリスト教保守派の「西洋(アーベン・トランクト)」主義、1925~1965年』(吉田書店、2016年)の第四章で検討している。

関連する法令（1953年）と、建設用地の調達に関する法令（1953年）の内容も詳しく解説される。これらの対処は成果を上げ、住宅難の緩和は進んだ。そうしたなか、「より早くより多く」が求められた建国直後とは異なり、政策に選択の余地が生まれ、建設されるべき住宅の形態をめぐる議論、すなわち将来のヴィジョンや理想の問題が表面化してくるのである。

続く第二章では、CDUが提出した家族住宅創出法案から第二次住宅建設法の成立にいたるまでの議会における議論が検討され、CDUの住宅政策の内容と特徴が浮き彫りにされる。とりわけ、CDUの家族住宅法案と、それに対して提出された政府案およびSPD法案の内容が比較対照される。CDU法案が家族住宅建設への優先的な助成を求める一方で、SPD法案では低所得層への住宅供給が重視されていた。最終的に成立した第二次住宅建設法では、CDUの家族住宅概念に基づく持ち家建設の優先が明記された。これは、社会的住宅建設の枠組みのなかで、特定の形態の住宅を優先的に助成するという点で、住宅政策の転換点となつた。とくに第一条では、住宅難の除去と並んで、「家族住宅のかたちでの個人財産の形成により国民の多くの土地と結び付けること」が住宅建設助成の目標とされ、さらに「とくに子だくさん家族に対して健全な家庭生活の発展を保証する住宅が、十分な規模で助成されなければならない」と掲げられた。これは無論、CDUの主張が貫徹された結果の文言である。さらに興味深いことに、本章の最後では、バイエルン州が第二次住宅建設法に最後まで反対し続けたこと、そしてその背景には被追放民の流入の影響を受けた同州の厳しい住宅事情があつたことが指摘されている。CDUの住宅政策の実現には、ある程度の社会的な安定が必要だったのである。

第三章では、ドイツ国民家産住宅協会という団体を軸にして、都市における持ち家建設の問題、持ち家建設のコストと住民の負担能力の問題、住宅建設の主体の問題という三つの論点を対象に、住宅に関わる諸団体がCDUの住宅政策にいかに反応したのかが検討される。加えて、CDUの住宅政策と真正面から対立するものとして、ドイツ労働総同盟が所有する公益的住宅建設会社ノイエ・ハイマートによる大規模住宅団地建設の実践も紹介されている。さらに本章は、CDUの住宅政策を支えていたのが、戦間期以来の土地改革運動と家産運動、さらに国内植民運動といった諸運動が結びついて生まれた住宅改革の潮流であったことを系譜的に明らかにしている。

第四章と第五章では、これまでの章をふまえて、CDUの住宅政策とカトリック（ここではカトリック社会教義）との関連が考察される。まず第四章では、カトリック社会教義と住宅政策構想との関連が考察される。そこではCDUの家族住宅創出法案を立案し、第二次住宅建設法でCDUの要求の貫徹を主導した政治家リュッケが中心的な検討対象となっている。一方、第五章では、カトリック社

会教義と住宅建設の実践との関連が考察される。ここで著者が着目するのが、カトリック住宅建設の実践家エーレンである。エーレンは、リュッケに大きな影響を与えた人物で、CDU法案の策定に参加するなど政策に関与するとともに、住宅建設の実践も担った。

このCDUの住宅政策とカトリック社会教義との関連を扱った第四章と第五章が本書の肝と言えよう。終章における考察もふまえつつ、以下でその内容をさらに紹介しよう。

CDUが提示した田園地域の庭付き戸建て持ち家住宅は、冷戦下の東側陣営に対抗し、西ドイツの理念を体現しようとするものであった。「持ち家」には、東側で進行する所有の廃絶とそれに伴う個性の抹殺に対抗する自律的な人格を、所有を通じて形成するという意味が付与されていた。そして、かかる構想を支えていたのが、自律的な人格の基盤として所有を位置づけるカトリック社会教義の所有概念だったのである。

さらに、この持ち家が「家族住宅」という概念で構想されたことで、家族を守り統治するという父権の義務の履行は所有によって保証されるというカトリック社会教義の家族観も織り込まれた。「家族住宅」という概念は、カトリシズムの自律的な人格を基礎づける所有概念と家父長主義的家族像を反映したものだったのである。

また、この住宅の建設の進め方については自助が重視され、まず自助があつてから国家の介入があるべきという見解が示された。実際、カトリック・ミリューにおける住宅建設の実践においては、住宅の建設を希望する者によって団体が組織され、団体のなかで自助による住宅建設が実施された。

つまり、住宅のあり方を通じてCDUが提示した理念とは、自由で自律的な人格、東側の個性を抹殺する集団的均一性への抵抗、家父長主義的家族の重視、団体の形成と自助による問題の解決といった、カトリック社会教義に支えられた理念だったのである。

そこで追求された「人格」とは、社会主義的な集団主義に対し人間の自律性を強調する一方で、社会性（人格は家族・教会・団体との交わりのなかで完成される）を重視することで自由主義的な個人主義とも一線を画すものであった。この自律性という原理から所有の意義が強調され、社会性の原理から団体の形成が重視されるのである。

こうした人間像の追求に加え、理想とされる社会像では、家族に特別な地位が与えられた。すでに述べたように、持ち家住宅には、家族を守り統治するという父権の義務の履行を保証する意味があった。また、庭付きの戸建て住宅は、外界から遮断された空間を提供し、そのなかで父権が外部の権力から家族の自然性を守ることができるとされた。そして、家族は国家に先行して存在するものであり、

国家による家族への干渉・介入は、家族の自然性を侵犯するものとして否定されたのである。

加えて本書は、回勅「レルム・ノヴァルム」の理念が、その50周年を記念する1941年の聖靈降臨祭のメッセージを通じて、リュッケら CDU の住宅政策の担い手たちに継承されていたことを明らかにしている。これは、回勅「レルム・ノヴァルム」とその理念を伝えるメッセージが規範として機能していたこと、そしてかかる規範的なテクストを共有するカトリックのミリューが機能していたことを示している。著者によれば、それらのことは「近代化とともに宗教の社会的影響力は失われていくとする単純な世俗化論ではすくいきれない、あるいは、世俗化がある程度進んだあともなお残る、社会に根を張ったカトリックの社会的ネットワークと思想の影響を示すもの」として歴史的意義をもつのである。

3.

本書は、膨大な刊行史料および未刊行史料（8カ所の文書館史料が用いられている）に基づいた、一級の歴史学の書である。そして終章を読めばわかるように、本書の著者は、自らの研究の意義と限界、さらに今後の課題について（評者が指摘するまでもなく）きわめて自覚的である。たとえば、ナチズムとの関係という問題については、東部植民との関係や、「土」「共同体」「故郷」概念の重なりなど、ありうる論点を示しつつも、「今後の課題」と記している。さらには、「連續性」がどこまで続いたのかという問題、あるいは戦後西ドイツの基本的な社会経済秩序概念である「社会的市場経済」ないし「オルド自由主義」との関係という問題⁽²⁾ も将来的な課題として挙げられている。そして、すでに著者は本書刊行後に、1960年代の西ドイツを対象とした社会史的研究に関する包括的なレビュー論文を執筆しており、その課題のひとつに着手しつつあるようだ⁽³⁾。評者が期待するまでもなく、著者は今後も着実に研究成果をあげていくだろう。

最後に、蛇足ながら評者が強調したいのは、本書が歴史研究にとどまらず、広く社会科学、とりわけ政治学のような分野にとっても刺激的な書だということだ。

本書は、ある理念なしアイデアと政策との連関（これは政治学における一大トピックである）を問う際の、ひとつの優れたアプローチを提示している。著者は

(2) たとえば、オルド自由主義の代表的知識人リュストウは、農村的環境での菜園付き持ち家住宅建設を重視し、リュッケの構想と類似の構想を提示していたという。この視角は、西ドイツ社会国家を支えた思想であるオルド自由主義を、カトリシズムの側から考察する可能性を有している。なお、オルド自由主義については日本でも研究が近年陸續と公刊されているが、本書の著者による論考として、芦部彰「オルド自由主義と社会国家—新たなるドイツ現代史像に向けて」『歴史学研究』第828号、2007年、37-45頁。

(3) 芦部彰「西ドイツ社会史研究の現在—「長い60年代」をめぐる研究を中心に」『歴史学研究』第960号、2017年、15-22、28頁。

政策の形成者や政策実践者に焦点を当てて、その政策理念とカトリシズムとの関連を明らかにしているが、それだけにとどまらない。著者は、ある理念から一直線にある政策が生まれる（あるいは実践される）といった粗雑な議論を排し、丁寧に歴史的・制度的的前提や法案形成過程を詳らかにすることによって、いかなる場面で・どこまで理念が重要だったのかを説得的に明らかにしている。この点に評者は最も感銘を受けた。

たとえドイツ史、あるいは住宅政策に興味がなくとも、本書から得られるものは大きいだろう。それだけの豊かな内容と射程をもつ本である。